

# 競争的資金に係る研究活動における不正行為対応ガイドライン

## 対象とする不正行為

- 論文等の捏造、改ざん、盗用

## 対象となる資金

- 文部科学省の競争的資金13制度(科学研究費補助金、科学技術振興調整費、戦略的創造研究推進事業等)、私立大学学術研究高度化推進事業

## 調査機関

- 原則、告発された研究者が所属する機関が調査を実施

## 不正行為の告発から認定まで

### 告発等の受付

- 研究機関、資金配分機関は告発等の受付窓口を設置
- 告発は**顕名が原則**。不正とする**科学的合理的理由の明示**  
匿名の場合、告発内容に応じて顕名に準じた取扱が可能

### 予備調査

- 告発内容の合理性、調査可能性等を**調査**
- 本格的な調査を実施すべきか否かを判断

### 本調査

- 調査機関に属さない者を含む「**調査委員会**」を設置
- 資金配分機関の求めに応じて、調査の中間報告を提出
- **被告発者の弁明の機会**を保障

### 認定

- **不正行為が行われたか否か**を認定
- 被告発者に説明責任、データ等が保存されていない場合、原則として不正行為とみなす
- 不正行為と認定された場合は、その内容、不正行為に関与した者との度合、研究や論文等における役割等を認定
- 不正行為と認定された場合、**不服申立て**が可能

### 調査中における被告発者に対する一時的措置

#### 研究機関が行うことができる措置

- 告発された研究に係る**研究費の支出停止**

#### 資金配分機関が行うことができる措置

- 告発された研究に係る**研究費の使用停止**
- 交付決定した当該研究に係る**研究費の交付停止**
- 申請されている**競争的資金の採択決定やその後の交付留保**

## 不正行為の認定を踏まえ、研究機関、資金配分機関は措置を実施

## 不正行為と認定された者に対する措置等

資金配分機関に「措置を検討する委員会」を設置

「措置を検討する委員会」で不正行為と認定された者に対して取るべき措置を検討

検討結果を資金配分機関に報告

資金配分機関は「措置を検討する委員会」の報告に基づき措置を決定

### 研究機関が行う処置等

- **内部規程に基づき適切な処置**
- 不正行為と認定された論文等の取り下げ勧告

### 資金配分機関が行う措置

#### 措置の対象者

- ① 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の、不正行為に関与したと認定された著者（共著者を含む）
- ② 不正行為があったと認定された研究に係る論文等の著者ではないが、当該不正行為に関与したと認定された者
- ③ 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者

#### 措置の内容

- **競争的資金の打ち切り**
- **競争的資金申請の不採択**
- **不正行為に係る競争的資金の返還**
- **競争的資金の申請制限**
  - 文部科学省所管の全ての競争的資金の申請を制限
  - 制限期間は不正行為の重大性等に応じて措置を検討する委員会が決定
    - ・ 措置の対象者①・②の該当者・・・認定年度の翌年度以降**2～10年**
    - ・ 措置の対象者③の該当者・・・認定年度の翌年度以降**1～3年**